

吉田寮小史

執行委員会

「吉田寮の在寮期限を昭和61年(ママ)3月31日とする」

1982年12月14日、京都大学の最高意思決定機関とされる評議会がこのような決定を下しました。つまり、1986年3月31日をもって吉田寮を廃寮にしようとしたのです。この廃寮化攻撃との闘いは、「在寮期限」設定にいたる過程も含めるとほぼ10年にも及ぶものであり、現在の吉田寮のあり方を大きく規定しています。そこで、「在寮期限」問題を軸に、今年で築96年を迎える吉田寮の歩みを振り返ってみたいと思います。

1. 「在寮期限に至るまで」

京都大学は1897年創立ですが、その当時から学生寄宿舍は設けられていました。翌年、1889年竣工の第三高等学校の学生寄宿舍が譲り受けられます。そして1913年、その材木を再利用して建設されたのが現在の吉田寮です。1959・60年には民間の労働者寄宿舍が京都大学の学生寄宿舍に転用され、従来からの建物が吉田東寮、転用された建物が吉田西寮と呼ばれるようになりました。

京都大学においては、学寮の運営は早くから学生の自治に委ねられ、入寮選考も基本的には寮生が行ってきました。1971年には吉田寮・熊野寮自治会と浅井学生部長(当時)との間で、「入退寮権は一切寮委員会が保持・行使すべきだと

考える」「新入寮生全員の名前を選考概評とともに『京大新聞』紙上に発表する」といった確認書が結ばれています。学寮の運営は寮生の自治によってなされ、大学当局との間で問題が生じた場合には、公開の場で話し合っ解決を図るという「団交(団体交渉)―確約体制」が1978年まで続きました。

2. 「在寮期限」の強行

1978年、沢田敏男学生部長(当時)が団交拒否・確約破棄を打ち出します。そして1982年、「在寮期限」決定がなされました。決定当日、会議場のあった時計台二階に寮生らは抗議に駆けつけましたが、職員に阻まれ、階段から突き落とされて重症を負う者も出ました。評議員には「在寮期限」の目的は老朽化の解決のためである、と説明されましたが、翌日、沢田総長(当時)は記者会見で、その目的を老朽化の解決に加えて「寮運営の正常化」のためであると説明し、寮自治を否定する本心を明らかにしました。1983年4月15日に時計台の二階に上がって寮生らが抗議文を提出しようとしたことをもって「建造物侵入罪」として、5月18日に大学当局が警察に4名を逮捕させました。さらに、これへの抗議行動に対しても、「公務執行妨害」として1名、「建造物侵入罪」として3名を逮捕させたのです。

1984年には、「正常化」の一環として、これまで不要であった水光熱費の支払いに各寮自治会は応じさせられました。1986年2月15日、「在寮期限」を理由として学生部委員会は1986年

度入寮募集停止を決定し、「在寮期限」が到来しました。4月1日には炊フ2名の配置転換による吉田寮食堂休業、吉田寮守衛1名の配置転換を強行しました。

これらは当事者である寮生の立場を無視し、それまでの寮自治会と大学当局との関係（確約体制、確約自体）を無視する、一方的な権力の行使でした。そしてそれに抗議する声を、警察を使って圧殺しようとしたのです。

3. 文部省の学寮政策

以上に見られる廃寮化攻撃の背景には、文部省（当時）の学寮政策があります。

文部省の学寮政策の内容は、1984年の通達、「学寮における経費の負担区分について（通称2・18通達）」をはじめ、寮生の経済的負担の強化＝国費負担の軽減や寮自治に対する管理強化を狙ったものでした。1971年、全国的な学生運動の昂揚を前にして、文部省は学寮を「さまざまな紛争の根拠地」と規定し、これを解体していく方針を打ち出します。

ところで、国立大学の学生寮は建築年度や規格によって「旧寮」「新寮」「新規格寮（新々寮）」の3つに分類されます。京都大学においては、吉田寮・女子寮・室町寮が旧寮、熊野寮が新寮、国際交流会館が新々寮です。この新々寮の建築が、1975年より開始されています。そしてそれ以後、文部省は新規格の寮しか建築を認めようとしません。

新々寮4条件は以下の通りです。

- (1) 大学当局の入退寮権掌握
- (2) 全室個室

(3) 2・18通達の完全適用（負担区分の納入）

(4) 寮食堂なし

このうち(1)は、寮生による自治を否定していく延長線上にあるもので、当局にとって都合の悪い者を排除することを可能にします。また、寮生資格（「男子学部生のみ」など）の設定により本当に経済的に困窮している者が事務的に切り捨てられることがあります。(2)は、寮生を分断して自治の基盤となる共同性を解体しようとするものです。また、一部の新々寮では集会室・大部屋も設置されていません。(3)水光熱費の寮生負担分を増額されることにより、寮生の経済的負担の強化をもたらします。(4)は、経済的負担の強化に加え、全寮生が集まれる場をなくすことにもなります。その他、ガードマンが勝手に寮生の居室に出入りしたり、寮生が廊下に集まることすらできないように廊下を曲げたりしきりを設けたりしている寮もあります。1979年には、京都大学を訪れた会計検査院の役人が、寮について、文部省の方針通りに運営されていないとして不正常指摘を行いました。これを受けて大学当局は、新々寮に作り替えようとして廃寮化攻撃を行い、そして新寮建設のめども立たないのに「決めたことだから」として吉田寮の廃寮を強行しようとしてきたのです。

4. 「在寮期限」との闘い

このような攻撃に対して吉田寮自治会は、「在寮期限」設定直後から学内の学部自治会や学生有志とともに、その不当

性を暴露し、寮自治や共同生活の意義をアピールすることによって、吉田寮の維持・発展を訴えていきました。「在寮期限」到来直前には、『在寮期限』が到来したからといってただちに寮生を追い出すべきではない」という旨の確約をひきだしました。そして、新自治寮を建設させ、それへの全寮生の移行によって「在寮期限」を無効化するという方針を掲げ、1986年度以降も自主入寮選考を貫徹し、寮を必要とする多くの学生を受け入れつつ、闘いを継続してきました。

これに対して大学当局はついに吉田寮の完全廃寮をあきらめ、1988年11月7日、5年9ヶ月ぶりに行われた団体交渉の場で河合隼雄学生部長（当時）は妥協案を提示します。それは、吉田西寮の撤去と寮生名簿・寄宿料の提出に寮生が応じれば、吉田東寮を補修して寮の存続を認めるというものでした。吉田寮自治会は1989年1月22日の寮生大会においてこの妥協案の受け入れを決定しました。また、交渉の過程において西寮の定員分を代替する施設を要求しましたが、その過程で荷物部屋としてプレハブが建設されました。これを受けて4月14日の評議会において「在寮期限設定に伴う一連の措置の執行を完了した」ことが確認され、長きにわたった「在寮期限」闘争は終結したのです。

「在寮期限」問題は吉田寮生だけの問題ではありませんでした。吉田寮は京都大学に在籍する全てのひとの共有財産であったし、文部省の自治寮つぶしの政策は、学生の自治・自主的活動の否定につながっていたからです。もちろん、この

問題には吉田寮生が中心となって取り組んできましたが、署名、集会・討論会への参加、決議等の形で寮外生や教職員、そして京都大学以外からも多くの人々の注目・支援・連帯を勝ち得てきました。こうした世論こそが、吉田寮が廃寮化攻撃を打ち破る大きな力となっていたのです。

5. 「在寮期限」以降の吉田寮

もともと吉田寮は男子学部学生の寮とされていましたが、1985年から女子の受け入れを開始していました。1990年7月からは留学生の受け入れ、1991年度からは院生・聴講生・研究生・医療技術短期大学生を含めた全京大生を入寮募集の対象とするようになりました。さらに1994年度より、「京都大学学生との同居の切実な必要性」が認められる者も入寮募集の対象となっています。これらは入退寮権を有する寮自治会として、厚生施設である学寮が誰のための施設であるべきかを議論した結果です。また、入寮資格枠の拡大に伴って、入寮希望者は増加し、最近では寮生数は当局の定めた定員147名を大きく上回ることもあります。そのため、居室はほとんど相部屋となっています。

寮自治会は、「在寮期限」以降も歴代の学生部長と団体交渉を行い、寮自治の尊重、補修の継続などを内容とする確約を引き継がせてきました。1996年5月16日には、益川学生部長（当時）との団体交渉において、「新寮の運営についても寮生の自治とする」という確約を獲得するなど新寮建設に向けて歩を進め

たように見えました。ところが、新寮のより具体的な内容についての合意を求めて行った同年12月6日の益川学生部長（当時）との団体交渉においては、学内寮を求める我々と学外寮を主張する当局との交渉は物別れにおわってしまいました。

1998年度から、京都大学の組織再編の一環として、学生部（その下に寮係がある）の事務局編入、副学長制の導入などが行なわれ、これに対しても寮自治会は、当事者を欠いた一方的な決定であるとして抗議を行ってきました。そして1999年6月には、新寮を現在の場所に建てること、水光熱費の負担区分の値上げをしないことなどの進展した確約を副学長と交わしました。これで新寮建設に関する条件はほぼそろったということになります。しかし新寮建設か吉田寮の保存かという議論は現在でも行われており、決着をみていません。

また2000年度からは国立大学法人化の問題が挙がり、寮自治会はこれに対し反対の立場をとっていました。端的に言えば法人化は、「市場原理」と監視・評価システムの導入により、学生の権利・自治空間の減少、管理強化をもたらすと共に大学の自治そのものを脅かすものであると判断できたためです。しかしその甲斐むなしく、2004年度から国立大学の法人化が始まりました。その後の京都大学の状況を見てみると2005年に事務本部再編と学生部予算削減がなされました。前者に関しては、事務の簡素化・合理化を主な目的に効率重視の人

員配置、業務の分散が行なわれ、今後きめ細かで柔軟な学生対応が損なわれかねないと懸念されます。また後者に関しては、このことが学生の課外活動の縮小や吉田寮に関する予算の削減につながる可能性もあります。当局のこのような動きは今後も続いていくと思われるので、動向には注意していく必要があります。

また吉田寮自治会は90年代においても文部省の学寮政策に反対するために、他大学の学寮支援も行ってきました。

東京大学駒場寮は当局により一方的に「1995年度入寮募集停止、1996年3月廃寮」を決定され、裁判闘争にまで至り廃寮となりました。吉田寮自治会は10年間にわたり駒場寮自治会を支援してきました。

さらに山形大学学寮では1999年大学当局により入寮募集停止が行われ、事実上の廃寮処分が決定されました。そんな折、大学の指示を受けた寮内清掃員によるスパイ活動が発覚しましたが当局はこのことを否定し、逆に、寮生が清掃員を監禁し署名を強要したと警察に訴え、結果四名が逮捕されました（後に釈放、不起訴処分）。このスパイ行為、虚偽告発等に対し寮生は国家に賠償請求訴訟を起こしました（これを「泥ウソ」国賠という）。これに対し高裁では大学の窃盗が事実として認められ寮生側の一部勝訴となりましたが、寮生側は告発の違法性が認められなかったことを不服としさらに上告しました。最高裁では書面却下の判決が下され、ここに高裁での判決が確定しました。吉田寮自治会はこの間山形に

行き裁判を傍聴するなど支援を行ってきました。

そして1999年に一方的に廃寮を通告された東北大学有朋寮でも裁判闘争が行なわれてきましたが、2006年9月に最高裁で有朋寮「明け渡し」裁判の原告棄却がなされ、これにより高裁での有朋寮「明け渡し」の判決が確定となり、その後完全に廃寮されてしまいました。

どうなる未来の吉田寮！？

06年、大学当局から新寮に建て替えないかという提案があり、10月23日に吉田寮自治会は新寮建て替えに関して学生の福利厚生を担当する副学長と団交を行いました。しかし、結局大学当局と吉田寮自治会の間で、どういう新寮にしようかという条件のすり合わせができず、決裂という結果に終わりました。

この問題；吉田寮をどう残していくかという問題に関して吉田寮はどのように捉えているのか、今までの歴史や経緯をふりかえってみたいと思います。

吉田寮は「在寮期限」を経て、建物の「老朽化」という問題をなんとかしようと取り組んできました。当時、その解決策として挙げられたのが、新寮建て替えです。それから何年もの間、吉田寮は大学当局に対して新寮を要求してきました。しかし、寮生の自治による運営を重視する私たち吉田寮自治会の要求する新寮と、文部省の学寮に関する方針とのすれ違いが有り、新寮建設はなかなか難しそうだ、という流れの中、大規模な補修を行い老朽化を当面解決する、という新たな方向

性が02年ごろ検討され始めました。

それまでも雨漏りを直す、窓を治すなどの日常的な小さな補修は行われてきたのですが、建物を長く使っていくためにそれとは違う補修は必要かを独自に調べるため、補修特別委員会が設置されました。そして、耐震強度などの面で骨組みから補修するという、大規模補修の必要があるという事が認識され、大学当局への要求をし始めました。そして05年には大規模補修に向けた耐震調査と、耐震補強の設計に関する予算がつき、大規模補修の設計までは行われたものの、06年夏から秋にかけての概算請求¹の学内選考において、吉田寮の大規模補修案は廃案となってしまいます。そしてそれまでの交渉内容と一転して、06年10月に学生センターから、「京都大学重点研究アクションプラン（以下アクションプラン）」という予算枠で、吉田寮を建て替えるよう。10月23日までに返答をくれたらすぐにでも実行に移る」という話が持ちかけられます。このアクションプランとは、各部局の経費を節約して浮かせた予算をプールしたもので、総長及び理事の裁量によって柔軟な運用が可能な予算枠である、とのことでした。

それまで大規模補修方針で当局と合意に至り、設計まで行われたにもかかわらず、突然全く別の提案が出されたことで、自治会は少なからず混乱します。「今建

¹ 国立大学法人の予算のうち、文科省に大まかな使途と金額を算出して請求する予算。学内予算に対して、国から下りる予算という意味で使われる。

替えるべき」か「今は見送るべき」かで大きく寮内は割れ、さらに細かい意見の相違、その他諸々の意思決定に関わる問題から議論は錯綜し、連日連夜の議論を経ても合意には至りませんでした。

建て替えるか否か、自治会としての合意を見ないまま、回答期限の10月23日に、吉田寮自治会は東山副学長（厚生補導担当、当時）と、「もし建て替えを行うのであれば、このような条件であれば合意可能である」という趣旨の確約を結ぶための団交を行います。ですがこの団交は当局側から設けられた時間制限により、一つ一つの項目について話し合うことができず、交渉の体をなさないものでした。

団交は決裂に終わりましたが、山下学生センター長は「今後も建替えに関する交渉には応じる」と発言し、また寮内でも速やかに議論を進める必要が認識され、議論を行う試みが執行委員会や老朽化対策特別委員会によって行われます。また寮内での議論にとどまらず、学内に広く協力を呼びかけて吉田寮の要求に支持を集める運動が、老朽化対策特別委員会を中心に画策されました。しかしながら、寮内での議論は大きくは進展せず、学内で協力を集める運動も大きな成果は見られませんでした。やがて寮内でも、いつ何時06年10月のような提案が持ちかけられないともされないという危機感は薄れていきます。

08年10月には、尾池総長（当時）及び東山副学長（当時）が退任し、松本総長及び西村副学長が新たに就任しました。

副学長交代に伴い、吉田寮はそれまで引き継がれてきた確約を新副学長に確認させる「引継ぎ団交」に向けた準備を進めます。しかし、それに先立つ第三小委員会との予備折衝の段階で、交渉は難航しています。

当局側の当初の主張は、「寮は第一義的には大学のものであり、話し合いには応じるが寮生が最終的な決定権を持つという状況は不正常である」というものでした。しかし長期に渡る交渉の中で徐々に態度を軟化させ、現在では大幅に寮生の自主権を認める形になりつつあります。

最近の話

2008年10月の西村副学長就任以降、吉田寮自治会は引き継ぎ団交を求め、またそれに対する準備をすすめてきましたが、2009年4月、突如大学側から「吉田南キャンパス最南部再整備計画(案)」が出されました。この計画は、焼け跡(もと吉田寮食堂の一部とサークル棟があったが96年に火災で焼失し、以後空き地になっている)とテニスコートに吉田寮新棟を建設し、またその後現吉田寮を建て替える、というものでした。そこで再び当局との間で吉田寮をどうするかの話合いが行われました。その中で、現吉田寮を建て替えるかは別の話として、新棟について話し合うということで当局と合意しました。新棟に関する予算の国への要求期限が09年6月と直近だったため、多くの時間を割いて議論が行われましたが、今回の予算も、結局通りませんでした。

しかし当局が大学独自の予算で行いたいということで、議論は継続しています。

そして2010年現在は、寮費、水光熱費、食堂、入退寮権などが主な議論の争点となっています。

さらに、副学長就任から2年経つにも関わらず、未だに引き継ぎ団交が完了していないという状況から、今までの団交確約体制を責任もって当局に守らせていくために、引き続き、引き継ぎ団交を行い、確約書を求めていきます。

ここまで「在寮期限」闘争以後の吉田寮の歴史について見てもらった通り、吉田寮には長くそして質のこもった歴史があります。今現在寮に住んでいる私たちはその積み重ねの最前線にいるわけですが、このことをしっかりと自覚する必要があります。「在寮期限」闘争時の吉田東寮の保守や寮生資格枠の拡大、寮費の安さなど私たちが当時の寮生の努力による恩恵を受けていると考えられるからです。どういった経緯で今の自治寮としての吉田寮があるのかについて認識し、そして言わば自治の「伝統」を引き継ぎ、さらにより良い自治を将来に向けて探し求めていく必要が私たちにはあると思います。